

訪問相談会を行っています

放射線相談室

広野町放射線相談室が7月中に開催予定の巡回相談会は下表のとおりです。放射線に関する不安や相談したいことがある人は、ぜひお越しください。参加者全員での対話の後、個別の相談もお受けします。Dシャトル（町が配布した小さい線量計）の読出しも実施しますのでお持ちの人はご持参ください。

開催日	会場	時間
7月13日（月）	浜田地区集会所	午前11時45分～正午
7月15日（水）	常磐迎第1仮設	午後2時～3時
	常磐迎第2仮設	午後3時～4時
7月22日（水）	高久第4・鹿島仮設	午後2時～3時
7月29日（水）	四倉鬼越仮設	午後2時～3時
	四倉工業団地仮設	午後3時～4時

問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773

高校卒程度（一般事務・消防）

双葉地方広域市町村圏組合が職員を募集します

■採用予定日 平成28年4月1日 ■職種・採用予定人員 ①一般事務：1人程度／②消防：4人程度 ■受験資格 ①昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、自動車運転免許（普通自動車以上）取得または平成28年3月末日まで免許取得見込みの人。学歴不問／②平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、自動車運転免許（普通自動車以上。AT限定免許を除く）取得または平成28年3月末日まで免許取得見込みの人。学歴不問（欠格事由と消防の身体基準は同組合の試験公告で確認してください） ■試験方法 第1次試験は教養試験（筆記）と適性検査。第2次試験は第1次試験合格者に対して体力測定（消

防のみ）、小論文と個別面接 ■第1次試験の日時・場所 平成27年9月20日（日）／杉妻会館（福島市杉妻町3番45号） ■申し込み方法 申込用紙を平成27年7月15日（水）から8月14日（金）までに直接（開庁日時内）双葉地方広域市町村圏組合総務課（〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼44番地15 広野町サッカー支援センター内・☎0240-27-4665）へ持参するか、郵送（8月12日消印有効）すること。申込用紙は同組合総務課窓口か郵送請求（120円切手をはった返信用封筒（角型2号）同封）で入手可能。

問 双葉地方広域市町村圏組合 総務課 ☎0240-27-4665

第65回福島県統計グラフコンクール

統計グラフポスターの作品を募集しています

■募集作品 観察記録や既存データなどを手描きまたはパソコンでグラフにしたポスター  
①テーマ 自由  
②大きさ B2判（72.8cm×51.5cm）  
■応募資格 小学生以上  
■募集期限 9月3日（木）必着

■応募先 〒960-8043（住所記載不要）福島県企画調整部統計課（小学生、中学生、高校生はそれぞれの学校へ提出してください）  
問 福島県 企画調整部 統計課 ☎024-521-7143

万が一のときの安否確認に

身元確認専用QRコードを給付しています

広野町では、平成27年7月から認知症などの高齢者の方が徘徊や迷子で行方不明となり警察などの関係機関で保護されたときに、早急にご家族や支援者等に安否を連絡できる「身元確認専用QRコード」の給付を始めました。

■申請窓口  
①広野町役場 福祉介護課 ☎0240-27-2115  
②広野町地域包括支援センター（デイサービスセンター広桜荘内）☎0240-27-1885

■その他 認知症は早期発見が重要です。家族での介護が困難になってからではなく、初期段階から役場窓口、介護支援専門員、保健師または医療機関などにご相談ください。地域全体で認知症などの高齢者事情を理解し、ケアできるネットワークをつくっていきましょう（介護支援専門員は、広野町地域包括支援センターに常駐しています）。

■対象者 広野町に住民票を有する在宅高齢者など  
■給付するもの 身元確認専用QRコード  
■身元確認専用QRコードの特徴  
①対象者1人当たりA4サイズのシートに大4枚、中12枚、小20枚の計36枚がついています。  
②普段身につける物（衣服、財布、つえなど）に貼り付けやすい防水シールです。  
③日本国内で使用されている携帯電話などのカメラ機能またはバーコード読み取り機能に対応していて、読み取った際にコールセンターの連絡先が表示されます。

問 福祉介護課 介護保険係 ☎0240-27-2115

該当する人は申請をお忘れなく

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金の対象になるとされる世帯へ、7月下旬に申請書をお送りします。該当する人は、申請書に必要な事項を記載し、必要な書類を添えて返信用封筒で郵送するか、福祉介護課の窓口へ提出してください。

■支給額 ■支給時期 ■ご注意  
④生活保護を受けていないこと  
1人につき6千円（1回限り）  
平成27年10月以降  
平成27年1月2日以降に広野町へ転入してきた人は、基準日の1月1日時点で住民登録のあった市区町村へお問合せください。

■支給対象者 次の①から④を全て満たす人  
①平成27年1月1日現在、広野町に住民登録があること  
②平成27年度分町民税（均等割）が課税されないこと  
③平成27年度分町民税（均等割）が課税されている人の扶養になっていないこと

臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めことやATM（銀行やコンビニエンス・ストアなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。  
問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115